

岩手県告示第298号

令和2年3月10日付け岩手県報第11971号登載保安林の指定施業要件の変更（令和2年岩手県告示第129号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和2年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 下閉伊郡山田町船越第23地割86の3、87の4、88の2、89の3

(2) 所在が不明である通知の相手方 阿部辰郎、阿部平吉、金澤一晶、川端厚子、川端義一、川端三右エ門、川端裕善、木村貫一、小林兵衛、小林康郎、佐々木隆、野田二郎、野田松太郎、野田光昭、花崎重男、横田景安

2 通知の内容を掲示した場所 山田町役場